

令和 2 年 2 月 2 8 日

保 護 者 様

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 千 代 田 東 部 小 学 校
校 長 中 村 美 枝 子

新型コロナウイルス拡大防止のための臨時休校について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに本校の教育活動に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、昨日、政府が3月2日（月）から臨時休校を行うよう各都道府県に要請がありました。加えて、本日、佐賀県知事からの要請もあり、県内の他市町教育委員会と神埼市教育委員会、学校で協議を行いました結果、下記のとおりに決定いたしました。保護者の皆様におかれましては、御理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 3月2日からの対応について

- ・ 3月2日（月）は通常通り登校（給食あり）5時間授業、下校時刻 15：10 頃
 - ・ 3月3日（火）から3月15日（日）まで臨時休校
 - ・ 3月16日（月）から3月24日（火）は通常通り登校（年間予定通り）
- ※ただし、状況によって休校の期間が変更となることがあります。

2. 卒業式ならびに修了式等について

- ・ 今後、教育委員会と学校で協議しながら決定します。決定後、「マチコミ」メールと学校ホームページにて連絡します。

3. 臨時休校期間中における過ごし方について

今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためです。次のようなことに気をつけてください。

- ・ 毎日、確実に検温を行う。
- ・ 手洗いやうがいをこまめに行う。
- ・ 1時間に1～2回は換気をする。
- ・ 不要不急の外出は控える。（外出する際はマスクを着用する。）
- ・ 規則正しい生活を心がける。

4. 新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる場合）の対応について

- ・ 佐賀中部保健福祉事務所（30-3622）に連絡するとともに、必ず学校にも連絡をお願いいたします。

症状例：風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある